

# 暴力団等反社会的勢力に対する対応要領

## 1. 暴力団等反社会的勢力の実態

暴力団、総会屋、会社ゴロ、新聞ゴロの反社会的勢力は、事故やトラブル等に因縁を付けたり、機関紙の購読、下請け参入、広告料、賛助金・寄付金等の名目で不当に現金を要求するなど、社会情勢の変化に対応して、その活動が多様化、巧妙化してきています。

## 2. 対応の基本的な心構え

(1) 毅然とした態度で（恐れるな！悔るな！）

暴力団等反社会的勢力と対応する上で最も重要なことは、毅然とした態度を堅持することです。

(2) 信念と気迫を持つこと

強い信念と対決する気迫を持って、対応に当たることが大切です。

(3) 冷静な対応（挑発に乗らない）

相手の挑発には、絶対に乗らないこと。冷静な対応が大切です。

## 3. 具体的な対応要領

- ・相手の住所、氏名、団体名、連絡先等を確認しましょう。
- ・どんな用件で、何を要求しているのかを確認しましょう。代理人の場合には委任状を確認しましょう。
- ・会社の応接室などで対応し、相手の指定する場所や、組事務所には絶対に行かないようにしましょう。
- ・湯茶の接待はしないようにしましょう。
- ・相手より優位に立つため、常に相手より多い人数で対応し、役割分担を決めておきましょう。
- ・会話の内容は、犯罪として検挙、行政処分等の証拠として必要である旨を相手に告げて、メモや録音等しましょう。

- ・ 応対時間は可能な限り短くし、応対可能時間を明確に告げましょう。
- ・ 言動に十分注意し、言葉尻をとられないように注意しましょう。  
「申し訳ありません」「検討します」などの返事は、非を認めることとなります。
- ・ 組織的な対応を図るため、相手の要求に対し、即答や約束をしないようにしましょう。
- ・ 社長等会社の決裁権を持った責任者には応対させないようにしましょう。
- ・ 詫び状や念書には絶対に書名や押印はしないようにしましょう。
- ・ 不法行為があったら110番しましょう。